

入札参加資格停止措置について

港湾空港技術研究所は、後藤博哉（所在地：神奈川県横浜市磯子区森 4-17-26 リベルテ磯子式番館 405 号室）に対して入札参加資格停止措置を行いました。

詳細は以下のとおりです。

入札参加資格停止措置の概要

1. 入札参加資格停止措置業者名及び住所

入札参加資格停止措置業者名	住 所
後藤博哉	神奈川県横浜市磯子区森 4-17-26 リベルテ磯子式番館 405 号室

2. 入札参加資格停止措置期間

国土交通省における指名停止等の措置要領における事務的運用基準を準用

- ・2-15 不正不誠実な行為（低入調査落札決定辞退等）に反映し、指名停止 3 ヶ月と判定した。

3. 事実概要

後藤博哉は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所発注の「計算結果処理ツール作成補助業務」において、履行期限である令和 2 年 8 月 28 日までに業務完了に関する報告がなく、成果品の提出もなかった。令和 2 年 9 月 2 日付け催告書（令和 2 年 9 月 3 日配達証明）により業務履行の確認の意思を問い合わせたが意思表示の期日までに意思の確認が取れなかったことから、契約書第 43 条第 3 号に基づき契約を解除した。

なお、違約金及び貸与物件の返納については、令和 2 年 9 月 15 日付け催告書（令和 2 年 9 月 17 日配達証明）により請求している。

4. 入札参加資格停止措置理由

国の有資格登録業者である当該業者が、契約不履行により契約を解除されたことは、信頼関係を著しく損なう行為であり、港湾空港技術研究所入札参加資格停止等措置要領（平成 2 2 年 1 1 月 1 日付、研究所細則第 8 号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

（別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為））

措 置 要 領	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

